

# 公共建築物における木材の利用の促進に関する懇談会（第7回） 議事概要

日 時 平成31年3月7日（木） 10:00～12:00  
場 所 中央合同庁舎第2号館低層棟1階  
共用会議室5

1. 開 会
2. 官庁営繕部長挨拶
3. 出席者紹介
4. 議 事
  - 1) 平成30年度の木材利用の促進に関する取組
  - 2) 今後の木材利用の促進に関する取組（案）
  - 3) 木材利用の促進に関する意見交換
5. 平成31年度以降の懇談会について
6. 閉 会

## （配布資料）

- 資料1-1 新たな木質部材を活用した官庁施設の試設計
- 資料1-2 平成30年度 国土交通大学校 専門課程「木材利用推進研修」
- 資料1-3 公共建築木造工事標準仕様書の改定について
- 資料1-4 新たな木質部材の活用に向けた取り組み状況
- 資料1-5 平成29年度 公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況のとりまとめ
- 資料2-1 官庁施設における木造建築物の工事監理に関する検討（案）
- 資料2-2 木材利用の促進と安全性の確保との両立に向けた取組

## （出席者）

- 委員 大橋委員（座長）、坂本委員、杉本委員、中島委員、長谷見委員、  
林委員、安村委員
- 事務局 （国土交通省大臣官房官庁営繕部）  
官庁営繕部長、大臣官房審議官、管理課長、計画課長、整備課長、  
設備・環境課長、木材利用推進室長、営繕企画官

●委員

△事務局

1. 開 会

2. 官庁営繕部長挨拶

3. 出席者紹介

4. 議 事

1) 平成 30 年度の木材利用の促進に関する取組

- ・事務局より、資料 1－1 から資料 1－5 を説明。

(木材利用状況調査結果について)

- 国であっても地方の末端の機関では、発注担当者が事務系の職員であることもあり、木材利用促進法についての認識がなく、法律が徹底されていない状況が見受けられた。
- △ 官庁施設の整備では、計画段階で営繕計画書の提出を受け、低層小規模の建物については、官庁営繕の周知によって、木造化されていない整備計画は減少している。今後も引き続き木造化を徹底するよう周知し、併せて木材利用促進法の制度等に関する情報発信もしっかりしていきたい。
- 例えば、地磁気などを扱うような研究所などでは、機能的に適しているため、木造で整備された事例があるので、特殊なものでも用途によっては木造でできる建物もあるかもしれない。
- 建物の用途ごとに、どういう性能が求められるのか、及び、それに対して向上している木造の性能がどの程度まで到達しているのか、整理するのがよい。そのようなことを、発注者に伝える必要がある。
- 水産系、プールなど、水を扱う施設に対する消極性等も誤解の例。対策方法によっては木造化も可能になるので、そのような手引きが整備できるとよい。
- 例えば、壁がRCで屋根が木造のような混構造の建物であれば、水（デメリット）の解決とともに、錆びの対応にも適するようなこともある。
- 部分的に木造とすることで、屋根を軽量に出来るなど、木材の特性を生かすことができるので、混構造の建物が増えるのも良い。
- △ 必要な性能とそれが木造で担保できるのかできないのか、分析も含めて、今後検討していきたい。
- △ 技術開発が進むことによって木造化が可能になるものもある。  
今後は、それらを踏まえて引き続き木造化の検証をしていきたい。

(中規模木造の試設計について)

- 地公体では、木造の予算要求時に木造の積算が分からない現状があり、金額の算定に困っている。官庁営繕での対応はどうなっているのか。
- △ 官庁営繕では、小規模には木造の新営予算単価があり、㎡当たりの単価で算出

ができるが、中規模以上になると個別に積算する必要がある。

- 木材の価格には地域性もあるが、季節性がある。昔の公共工事は、年度末に集中してしまうので、木材のコストが上がっていた。
- 設計事例の㎡単価を公表すれば、類似の事例として検討が可能になる。
- △ 現時点では完成施設の単価を示すことは慎重な検討を要するが、試設計のコストであれば、できるだけ公表したい。

### (木造標準仕様書について)

- 不燃処理木材は、白華現象が問題となっており、使用を禁止している所もある。木造標準仕様書での扱いはどうか。
- △ 木造標準仕様書に規定はなく、個別の対応となるため、図面特記することになる。
- 防腐防蟻処理の JIS A 1570 附属書 (A) の適用に関する改定の内容を知りたい。
- △ 使用するか否かを特記にゆだねる観点から「除く」と規定していたものを誤解が無いような記述に修正した。

## 2) 今後の木材利用の促進に関する取組

- ・事務局より、資料 2-1、2-2 を説明。

- 法改正されて木質耐火・準耐火で可能な範囲が広がったとしても、規定がある部位と部位との間のディテール等の情報が少ないので、設計者、確認機関などの各者がどうしたらよいか、分からない状況があると思われる。
- 非住宅の木質耐火と木構造のディテール集を作ってはどうか。これまで木造建築に携わっていない人たちが、木造を設計する場合に参考になる。
- △ 今後行う工事監理の調査検討の中で、一般的な納まりの事例をどれくらい収集できるか分からないが、状況を見て、また相談させて頂きたい。
- その検討に当たっては、地公体物件の J A S 材使用の曖昧さについて明確にしないと、設計者、施工者ともに困ってしまう。
- △ 官庁管轄では、原則 J A S 材を使用することとしている。自治体まで強制することは難しいが、基準に基づき適正に整備することについて、普及・情報提供していくことが現在のところ。
- 自治体の技術担当者だけではなく、発注官署側の人の木造に対するイメージを変えていく必要がある。高性能の最新の建物の見学会等で木造に対する安心感をもってもらいたい。
- △ 木材研修などでも、維持管理担当や事務担当の方にも受講してもらえようように声かけして、幅広い方々に木造の良さを知ってもらえよう、しっかりと周知して行きたい。
- 木材研修の受講生の話では、予算担当者が了解しないと木造は難しいという話があった。予算要求のための木造のコストデータ、環境性能等、木造の良さを伝

える資料づくりも必要と思われる。

△ 予算の面では、林野庁や住宅局の補助金等制度的な部分の情報提供からも支援できるのではないか。

● 現場技術者には、木造の施工計画書を作れる技術者が少ない。工場加工と現場施工との分担が理解できていない場合がある。そのような理解不足から、大工による施工単価をむやみに使うとコストアップに繋がってしまう。

△ 検討業務の中で、まず実態を含めて確認していきたい。

### 3) 木材利用の促進に関する意見交換

● 混構造をしっかりと位置づけ、混構造も含めて木造ディテールを整理したい。混構造に特有の、木造だけを扱う人にはなじみがないディテールがある。民間では、一挙に全部木造化するのではなく、活用部分を徐々に増やしている施工者の取組みがある。

一挙に躯体まで木造にならなくても良く、少しずつでも木材を使う意識づけが必要。内装等の木質化が少ないのでは。

△ 内装の木質化の対象は、エントランスホールなど、国民の目につくような部分の内装に使用している。

△ 内装等の木質化の棟数も増加傾向にあり、今後も推進していく。

● 今後、木造の建物が増加した場合、耐候性塗料の早期塗り替えをはじめ、メンテナンスが重要になる。また、接着剤を用いた場合、解体時・交換時の施工性が問題になる。部材の取り外しも考慮する必要がある。

● 今後、保全が必要な建物が増加した場合、保全のノウハウがまだ蓄積されていない状況があるので、標準的な資料の作成が必要ではないか。その中で建物の劣化に関する問題と劣化状況の評価、その対応方法についての標準データを整備するのが良い。

● CLTの建物は、断熱や設備の納まりに制約があるので、考慮する必要がある。

● 木材の流通量、価格に関する地域差が大きい。輸送コスト高も課題である。

● 国内人工林では50年生以上のストックが大きくなっている。伐採、植樹のサイクルが出来ていればよいが、伐採して植樹しない場合があるので注意が必要である。

以上